

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年3月29日(2018.3.29)

【公開番号】特開2017-86458(P2017-86458A)

【公開日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【年通号数】公開・登録公報2017-019

【出願番号】特願2015-220042(P2015-220042)

【国際特許分類】

A 6 1 B 8/12 (2006.01)

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 8/12

A 6 1 B 1/00 3 0 0 P

A 6 1 B 1/00 3 0 0 F

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項15

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項15】

前記突起は、前記超音波振動子の前記側面のうち前記挿入部の長手軸と交差し互いに対向する2つの側面の一方の第3側面と前記超音波振動子収納部との少なくとも一方に設けられ、かつ他方の第4側面と前記超音波振動子収納部との少なくとも一方に設けられ、

前記超音波振動子収納部に前記超音波振動子を収納した状態において、前記第3側面と前記超音波振動子収納部との少なくとも一方に設けられた前記突起の前記超音波振動子の前記第3側面に接する面の法線方向の厚みが、前記第4側面と前記超音波振動子収納部との少なくとも一方に設けられた前記突起の前記超音波振動子の前記第2側面に接する面の法線方向の厚みと同じである。

請求項13に記載の超音波内視鏡。